

第213回国会・質問第184号 参議院議員石橋通宏議員「我が国における難民認定の状況に関する質問主意書」（2024年6月18日）

答弁書第184号 参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書（2024年6月28日）

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書

一 難民認定の実態について

1 難民認定申請者について

- (1) 2022年末及び2023年末時点で、難民認定申請中の者の数及び難民認定申請回数別の内訳を示されたい。
- (2) 2022年末及び2023年末時点で、審査請求（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第1項の規定による異議申立てを含む。以下同じ。）中の者の数及び難民認定申請回数別の内訳を示されたい。

一の1の(1)及び(2)について

令和4年末時点で難民認定申請（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第61条の2第1項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。）中の者の数及び審査請求（入管法第61条の2の12第1項の審査請求をいい、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）第75条の規定による改正前の入管法第61条の2の9第1項の異議申立てを含む。以下同じ。）中の者の数は、それぞれ、9,860人及び2,524人である。

令和5年末時点で難民認定申請中の者の数及び審査請求中の者の数は、それぞれ、1万5,501人（速報値）及び4,312人（速報値）である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- (3) 2023年の難民認定制度の「濫用」の件数を示されたい。

一の1の(3)について

令和5年に地方出入国在留管理局等（地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。）における振り分けの段階で明らかに濫用、誤用的な案件として振り分けられたB案件又はC案件（「難民認定等事務取扱要」（平成17年5月13日付け法務省管総第823号法務省入国管理局長通知）に「B案件」又は「C案件」として記載されているものをいう。以下同じ。）の数は、B案件が111件であり、C案件が1,507件である。

- (4) 2024年3月に公表された「令和5年における難民認定者数等について」によれば、2023年の難民認定申請者のうち、1,496人が20歳未満であった。そのうち、難民認定申請時に在留資格を有していなかった者の数を示されたい。また、難民認定申請回数別の内訳を示されたい。

一の1の(4)について

令和5年に難民認定申請をした者のうち、難民認定申請時に20歳未満であったもので在留資格を有していなかったものの数は194人(速報値)であり、このうち入管法第22条の2第1項の規定により本邦に在留していたものの数は127人であり、不法に本邦に在留していたものの数は67人(いずれも速報値)である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- (5) 「令和5年における難民認定者数等について」によれば、2023年に仮滞在を許可した者は148人であった。このうち、20歳未満の者の数とその年齢の内訳を示されたい。

一の1の(5)及び二の3について

令和5年に仮滞在許可(入管法第61条の2の4第1項の仮滞在の許可をいう。以下同じ。)を受けた者のうち、仮滞在許可を受けた時点で20歳未満であったものの数は29人(速報値)であり、その年齢別の内訳は、0歳が11人、1歳が2人、2歳が1人、3歳が3人、4歳が1人、5歳が2人、6歳が1人、7歳が2人、8歳が2人、10歳が1人、11歳が1人、12歳が2人(いずれも速報値)である。

また、同年に仮滞在の可否の判断をした者のうち、東京出入国在留管理局成田空港支局(以下「成田空港支局」という。)におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」は1人、「許可されなかった人数」は29人、東京出入国在留管理局羽田空港支局(以下「羽田空港支局」という。)におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」は0人、「許可されなかった人数」は6人、名古屋出入国在留管理局中部空港支局(以下「中部空港支局」という。)及び大阪出入国在留管理局関西空港支局(以下「関西空港支局」という。)におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」及び「許可されなかった人数」は、いずれも0人である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

2 案件振分けについて

「難民認定事務取扱要領」(2023年12月1日一部改正)は、難民認定申請案件を「難民条約上の難民若しくは法第2条第3号の2に規定する補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件」(A案件)、「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件」(B案件)、「再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件」(C案件)及び「上記以外の案件」(D案件)の四類型(以下「四類型」という。)に振り分けている。このうちA案件について、「令和5年における難民認定者数等について」によれば、2022年は281人が、2023年は753人が振り分けられている。

- (1) A案件について、インタビュー等の調査の結果、別の分類に振分けが変更されることはあるか。ある場合は、2022年にA案件に振り分けられた281人について、その後、別の分類に振り分られた案件の有無と、その数を示された

い。

(2) 2023年にA案件に振り分けられた753人のうち、二回目及び三回目以降の申請者はいるか。いれば、それぞれの数を示されたい。

(3) 2023年にA案件に振り分けられた753人のうち、難民認定申請時の在留状況が非正規滞在であった者はいるか。いれば、その数を示されたい。また、そのうち退去強制令書の発付を受けていた者や「送還忌避者」はいるか。いれば、それらの数を示されたい。

一の2の(1)から(3)までについて

お尋ねの「A案件について、インタビュー等の調査の結果、別の分類に振分けが変更されること」はあり得るが、その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

3 難民審査体制について

(1) 「令和5年における難民認定者数等について」によれば、2023年の一次審査の平均処理期間は約26.6月と、標準処理期間である6月を大幅に上回る。本来、難民認定申請は速やかに処理されるべきだが、処理期間が長期化している理由について、政府の見解を示されたい。

一の3の(1)について

平成22年から平成29年まで難民認定申請数が増加を続けていたことに伴い、審査期間が長期化している未処理案件が生じていた中で、それらを集中的に処理したことから、難民認定申請から処理までに要した期間の平均が長期化したものであると考えている。

(2) 2024年4月1日現在の難民調査官に指定されている者の数を地方局別に示されたい。

一の3の(2)について

令和6年4月1日現在の難民調査官に指定されている者の数は397人であり、その内訳は札幌出入国在留管理局27人、仙台出入国在留管理局25人、東京出入国在留管理局143人、名古屋出入国在留管理局27人、大阪出入国在留管理局50人、広島出入国在留管理局41人、高松出入国在留管理局19人、福岡出入国在留管理局65人である。

(3) 2024年4月1日現在の出身国情報の収集等に専従する職員の数を示されたい。

一の3の(3)について

令和6年4月1日現在の出入国在留管理庁におけるお尋ねの「出身国情報の収集等に専従する職員の数」は12人である。

4 難民認定者及び人道配慮による在留許可者について

(1) 2023年に難民として認定された者（審査請求手続における認定者を含む。

以下同じ。)のうち、複数回申請者の数を難民認定申請回数別に示されたい。
また、退去強制令書発付後に難民として認定された者の数を示されたい。

一の4の(1)について

令和5年に難民と認定した者(審査請求手続において認定した者を含む。)303人のうち、二回目の難民認定申請に対して難民と認定したものの数は2人(速報値)、三回目の難民認定申請に対して難民と認定したものの数は3人(速報値)であり、退去強制令書発付後に難民と認定したものの数は4人(速報値)である。

(2) 2023年に難民として認定された者のうち、20歳未満の者の数とその年齢の内訳を示されたい。

一の4の(2)及び(4)から(6)までについて

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

(3) 2023年に難民としては認定されなかったものの、人道的な配慮により在留を認められた者(審査請求手続の結果、在留を認められた者を含む。以下同じ。)のうち、複数回申請者の数を難民認定申請回数別に示されたい。また、退去強制令書発付後に在留特別許可された者の数を示されたい。

一の4の(3)について

令和5年に難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めた者1,005人のうち、二回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は132人(速報値)、三回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は20人(速報値)、四回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は12人(速報値)、五回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は3人(速報値)であり、退去強制令書発付後に在留を特別に許可したものの数は33人(速報値)である。

(4) 2023年に難民としては認定されなかったものの、人道的な配慮により在留を認められた者のうち、20歳未満の者の数とその年齢の内訳を示されたい。

(5) 2023年に難民として認定された者について、難民認定申請から難民の認定を受けるまでに要した期間別の内訳を示されたい。また、難民認定申請から難民の認定を受けるまでの平均日数、最短日数及び最長日数をそれぞれ示されたい。

(6) 2023年に難民として認定された者について、四類型別の内訳を明らかにされたい。

一の4の(2)及び(4)から(6)までについて

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

※ 前掲

- (7) 2023年に難民として認定された者のうち、不服申立てで「理由あり」とされた者（難民認定者）14人の国籍の内訳を示されたい。

一の4の(7)について

令和5年に難民として認定された者のうち、不服申立てで「理由あり」とされた者14人の国籍別の内訳は、ミャンマーが5人、エチオピアが2人、イランが1人、ウガンダが1人、カンボジアが1人、コンゴ民主共和国が1人、ソマリアが1人、バングラデシュが1人、中国が1人である。

- (8) 2023年に難民としては認定されなかったものの、人道的な配慮により在留を認められた者のうち、一次審査により当該在留が認められた者の数を示されたい。

一の4の(8)について

令和5年に難民と認定しなかったものの、人道上的配慮を理由に在留を認めた者1,005人のうち、一次審査（入管法第61条の2第1項に規定する難民の認定に関する処分を行うための審査をいう。）において在留を認めたものの数は978人である。

5 審査請求について

- (1) 2023年に不服申立てに「理由あり」とされた者及び「理由なし」とされた者のうち、臨時班に構成された参与員が関与した事件数をそれぞれ示されたい。また、2023年において、臨時班に構成された参与員の数を示されたい。
- (2) 2023年に不服申立てに「理由あり」とされた者及び「理由なし」とされた者のうち、臨時班に配分されたものの、対面審査や常設班に配分替えがされた事件の数を示されたい。

一の5の(1)、(2)、(4)、(5)及び(7)について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- (3) 「令和5年における難民認定者数等について」によれば、2023年に不服申立てに「理由あり」とされた者及び「理由なし」とされた者のうち、384人に口頭意見陳述等期日が実施され、2,212人には口頭意見陳述等期日が実施されていない。また、口頭意見陳述等期日を実施しなかった者のうち、1,373人が口頭意見陳述の申立てを放棄したとされている。

口頭意見陳述等の期日が実施されていない2,212人のうち、「口頭意見陳述申立書」を提出していた者の数を示されたい。また、「口頭意見陳述申立書」を提出していたにもかかわらず、口頭意見陳述等の期日が実施されなかった者について、不服申立てに「理由あり」とされた者及び「理由なし」とされた者の数をそれぞれ示されたい。

一の5の(3)について

審査請求に係る口頭意見陳述（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下

「新法」という。) 第 31 条第 1 項本文に規定する意見の陳述をいい、新法による改正前の行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧法」という。) 第 48 条において準用する旧法第 25 条第 1 項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会を含む。以下同じ。) 及び質問(新法第 36 条に規定する質問をいい、旧法第 48 条において準用する旧法第 30 条に規定する審尋を含む。以下同じ。) の期日が開かれなかった 2,212 人のうち、口頭意見陳述及び質問を申し立てた人数の合計は、839 人である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- (4) 2023年に不服申立てに「理由あり」とされた者及び「理由なし」とされた者のうち、審査請求人から処分庁等の招集を要する旨の申出があった件数及びそのうち処分庁等が口頭意見陳述の期日に招集された件数を示されたい。
- (5) 2023年度に難民審査参与員に支払われた審尋・事案検討の謝金1億2001万9000円(延べ5,382人分)について、最も多くの謝金を支払った難民審査参与員への謝金合計額を示されたい。

一の5の(1)、(2)、(4)、(5)及び(7)について
お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

※ 前掲

- (6) 2023年5月25日の参議院法務委員会において、政府参考人は、2023年年3月31日時点で、東京出入国在留管理局に26班、名古屋出入国在留管理局に5班、大阪出入国在留管理局に3班の常設班がある旨の答弁を行っている。現時点において、これらの数に変更はあるか。変更があれば、その数を示されたい。また、難民審査参与員のうち、常設班を構成しない者はいるか。いれば、その人数及び理由を示されたい。

一の5の(6)について
お尋ねの「常設班」の数は、令和6年6月21日時点で、東京出入国在留管理局に23班、名古屋出入国在留管理局に5班、大阪出入国在留管理局に3班である。

また、難民審査参与員の班の構成については、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第58条の9第2項の規定に基づき異なる専門分野の難民審査参与員によって班が構成されるよう配慮されているほか、諸般の事情を勘案して個別具体的に判断されているものであることから、お尋ねの「難民審査参与員のうち、常設班を構成しない者」のいる理由について一概にお答えすることは困難である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- (7) 2022年に口頭意見陳述期日を実施した案件の数を示されたい。そのうち、事件を終止としていないにもかかわらず、2023年末までに裁決書の謄本の交付が

行われていない案件はあるか。あれば、その数を示されたい。

一の5の(1)、(2)、(4)、(5)及び(7)について
お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

※ 前掲

- (8) 「難民審査請求事務取扱要領」(2023年12月1日一部改正)において「審理
手続を終結してから相当期間が経過したにもかかわらず、担当参与員から意見
書の提出がないときは、参与員補助調査官は、担当参与員に対し、その進捗状
況を確認しなければならない」とされている。この場合の「相当期間」の目安
を示されたい。

一の5の(8)について
御指摘の「相当期間」については、個別の事案に応じて判断されることとなる
ので、お尋ねの「「相当期間」の目安」について一概にお答えすることは困難で
ある。

- (9) 「難民審査請求事務取扱要領」(2023年12月1日一部改正)において、地方
局の長は、「担当参与員から意見書の提出を受けた旨の報告を受けたときは、
速やかに審査庁である法務大臣(本庁長官宛て)に進達する」とされている。
当該進達から法務大臣による裁決までの期間の定めはあるか。難民を迅速な庇
護する観点から、可能な限り早期の裁決に努めるべきと考えるが、政府の見解
を示されたい。

一の5の(9)について
お尋ねの「進達から法務大臣による裁決までの期間」について、明示的な定め
はないが、いずれにしても、難民の迅速かつ確実な保護のため、引き続き迅速な
案件処理に努めていく考えである。

6 訴訟について

難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、
2023年に提起された件数及び終局裁判がなされた件数をそれぞれ明らかにされたい。
加えて、難民不認定処分の取消し若しくは無効が確定した後、又は、難民認
定処分の義務付け訴訟で国側が敗訴した後、難民認定がなされず、在留資格が付
与されなかったケースはあるか。あれば、その理由について、政府の見解を示さ
れたい。

一の6について
出入国在留管理庁において把握しているところでは、難民不認定処分取消請求
訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、令和5年に提起された件数
は32件、同年に終局裁判がなされた件数は第一審、控訴審及び上告審の合計で
44件である。
また、難民不認定処分取消請求訴訟、難民不認定処分無効確認請求訴訟又は難
民認定義務付け訴訟のうち、同年において国の敗訴が確定した事案については、

その確定後、難民の認定が行われた。

二 空港等での庇護申請関係の統計について

政府は2015年9月から「難民の迅速かつ確実な庇護」を推進するための難民認定制度の運用の見直しを行っているという。空港は難民保護のまさに最前線であり、上陸審査時に難民認定申請を希望した者に適切に対処できているかどうかは、「難民を迅速に庇護」できているか否かを示す、重要な指標である。

- 1 2022年及び2023年に一時庇護上陸許可を申請した者の数及び許可状況を国籍別に示されたい。

二の1について

令和4年に一時庇護上陸許可（入管法第18条の2第1項の一時庇護のための上陸の許可をいう。以下同じ。）の申請をした者の数は12人であり、その国籍別の内訳は、イランが7人、スリランカが1人、トルコが1人、パキスタンが1人、ロシアが1人、中国が1人である。同年に一時庇護上陸許可を受けた者の数は、トルコが1人、中国が1人である。

令和5年に一時庇護上陸許可の申請をした者の数及び一時庇護上陸許可を受けた者の数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

- 2 2023年の我が国の空港支局等における難民認定申請件数を、申請が行われた空港支局別（成田・羽田・中部・関西）及び福岡空港出張所について年別に示されたい。

二の2について

令和5年に、地方出入国在留管理局の各空港支局及び福岡出入国在留管理局福岡空港出張所（以下「福岡空港出張所」という。）において、難民認定申請を行った者の数は、成田空港支局については33人、羽田空港支局については9人、中部空港支局については0人、関西空港支局については0人、福岡空港出張所については0人である。

- 3 「令和5年における難民認定者数等について」によれば、2023年に仮滞在を許可した者は148人、仮滞在の許否を判断した人数は914人である。そのうち、空港支局等（成田・羽田・中部・関西空港支局及び福岡空港出張所）において仮滞在が許可された人数及び許可されなかった人数をそれぞれ明らかにされたい。

一の1の（5）及び二の3について

令和5年に仮滞在許可（入管法第61条の2の4第1項の仮滞在の許可をいう。以下同じ。）を受けた者のうち、仮滞在許可を受けた時点で20歳未満であったものの数は29人（速報値）であり、その年齢別の内訳は、0歳が11人、1歳が2人、2歳が1人、3歳が3人、4歳が1人、5歳が2人、6歳が1人、7歳が2人、8歳が2人、10歳が1人、11歳が1人、12歳が2人（いずれも速報値）である。

また、同年に仮滞在の許否の判断をした者のうち、東京出入国在留管理局成田空港支局（以下「成田空港支局」という。）におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」は1人、「許可されなかった人数」は29人、東京出入国在留管理局羽

田空港支局（以下「羽田空港支局」という。）におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」は0人、「許可されなかった人数」は6人、名古屋出入国在留管理局中部空港支局（以下「中部空港支局」という。）及び大阪出入国在留管理局関西空港支局（以下「関西空港支局」という。）におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」及び「許可されなかった人数」は、いずれも0人である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

※ 前掲

三 難民認定申請者の収容について

- 1 2023年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数と、そのうち、難民認定申請中、審査請求中及び難民不認定処分の取消しを求める訴訟係属中の者の数をそれぞれ明らかにされたい。

三の1について

令和5年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数は432人（速報値）であり、このうち、難民認定申請中のものの数は38人、審査請求中のものの数は33人（いずれも速報値）であるが、難民不認定処分取消請求訴訟係属中のものの数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 2 2023年の被収容者の自殺件数、自傷行為（自殺未遂含む）の件数、精神科医の利用実績、庁外診療数及び救急搬送件数を、収容施設別に示されたい。仮に統計がない場合、収容施設における医療体制の充実を図ることが困難である。集計が困難な理由を示されたい。

三の2について

令和5年における被収容者の自殺件数は、0件である。

同年における被収容者の庁外診療数（速報値）は、入国者収容所東日本入国管理センター（以下「東日本センター」という。）91件、入国者収容所大村入国管理センター（以下「大村センター」という。）80件、札幌出入国在留管理局4件、仙台出入国在留管理局6件、東京出入国在留管理局1,203件、成田空港支局46件、羽田空港支局10件、東京出入国在留管理局横浜支局（以下「横浜支局」という。）79件、名古屋出入国在留管理局225件、大阪出入国在留管理局155件、広島出入国在留管理局20件、高松出入国在留管理局2件、福岡出入国在留管理局32件、福岡出入国在留管理局那覇支局（以下「那覇支局」という。）5件である。

同年における被収容者の自傷行為（自殺未遂を含む。）の件数、精神科医の利用実績及び救急搬送件数は、いずれも集計に当たって被収容者の処遇を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、通常の業務において集計していないものであり、お答えすることは困難である。

- 3 2023年における仮放免の申請、許可及び不許可件数について、収容施設別に示されたい。

三の3について

令和5年における、①仮放免申請件数、②仮放免許可件数、③仮放免不許可件数は、それぞれ次のとおり（いずれも速報値）である。ただし、①仮放免申請件数については、統計システム上の理由等により、職権により仮放免を許可した場合においても仮放免の申請があったものとして集計している。

	② 仮放免申請件数	②仮放免許可件数	③仮放免不許可件数
東日本センター	67件	36件	23件
大村センター	21件	8件	11件
札幌出入国在留管理局	5件	5件	0件
仙台出入国在留管理局	12件	11件	0件
東京出入国在留管理局	2,082件	1,869件	149件
成田空港支局	10件	5件	3件
羽田空港支局	114件	106件	6件
横浜支局	119件	101件	11件
名古屋出入国在留管理局	426件	336件	74件
中部空港支局	0件	0件	0件
大阪出入国在留管理局	179件	140件	33件
関西空港支局	0件	0件	0件
神戸支局	28件	28件	0件
広島出入国在留管理局	8件	8件	0件
高松出入国在留管理局	3件	3件	0件
福岡出入国在留管理局	24件	23件	1件
那覇支局	6件	6件	0件

- 4 2023年における被送還者、自費出国による送還及び国費送還の数を示されたい。また、国費送還のうち、集団送還及び送還を忌避する者の数について、国籍別に示されたい。

三の4について

令和5年における被送還者の数は8,024人（速報値）である。そのうち、自費出国による送還及び国費送還の数については、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

国費送還のうち、お尋ねの「集団送還及び送還を忌避する者」の数については、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

四 保護費の支給状況について

- 1 2023年度（全期間の統計がとれていない場合はとれている期間。以下四7まで同じ。）について、保護費を申請した者の数、保護費を受給していた者の数をそれぞれ明らかにされたい。

四の1について

令和5年度において、難民認定申請をしている者のうち生活に困窮するものに対する支援としてする保護費の支給（以下「保護措置」という。）の申請をした

者の数は、663人であり、保護措置を受けた者の数は、658人である。

- 2 2023年度に保護費を受給していた者について、家族構成、性別、在留資格及び難民申請回数別の内訳を示されたい。

四の2について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 3 2023年度に保護費を受給していた者の申請から受給決定までの平均待機期間、平均受給期間をそれぞれ示されたい。

- 4 2023年度に保護費の受給が決定した者について、申請から受給決定までの平均待機期間を示されたい。

四の3及び4について

外務省においては、難民認定申請者保護事業等の実施を公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（以下「委託先」という。）に委託しているところ、令和5年度において、委託先が保護措置の申請を受け付けてから保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知を同省から受けるまでの期間の平均は、約61日である。また、同年度において、保護措置を受けた者の平均受給期間は、約13箇月である。

その余のお尋ねについては、委託先に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、通常の業務において集計していないものであり、お答えすることは困難である。

- 5 2023年に保護費を申請したが受給できなかった者の数、国籍の内訳、申請から結果が出るまでの平均待機期間及び保護措置の開始が不適当とされた理由を明示されたい。

四の5について

令和5年において、保護措置の申請をしたものの保護措置の開始が不適当と判断された者の数は、60人であり、その国籍は、アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ギニア、コンゴ共和国、シリア、スリランカ、タンザニア、チュニジア、トルコ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ロシア及び中国である。また、同年において、委託先が当該申請を受け付けてから保護措置の開始が不適当である旨の結果通知を外務省から受けるまでの期間の平均は、約59日である。お尋ねの「開始が不適当とされた理由」について明らかにすることは、委託先の調査に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

- 6 2023年度の難民認定申請者緊急宿泊施設（以下「ESFRA」という。）の利用者数を性別、国籍別に示されたい。また、保護費の申請からESFRAの利用開始までの平均日数、最短日数及び最長日数をそれぞれ示されたい。

四の6について

令和5年度において、保護措置の対象者のうち直ちに住居を確保する必要があるものに対する支援として提供している難民認定申請者緊急宿泊施設（以下「緊

急宿泊施設」という。)を利用した者の数は、88人であり、その男女別の内訳は、男性が65人、女性が23人であり、国籍別の内訳は、イエメンが2人、イランが1人、カメルーンが1人、ギニアが2人、コンゴ共和国が4人、コンゴ民主共和国が64人、ジンバブエが1人、セネガルが1人、チュニジアが6人、ナミビアが1人、ブルンジが1人、リベリアが3人、無国籍が1人である。また、保護措置の申請から緊急宿泊施設の利用開始までの平均日数は約22日、最短日数は0日、最長日数は186日である。

- 7 2023年度について、①保護費、②生活費、③住居費、④医療費のそれぞれの支給額を示されたい。また、2023年度のE S F R Aの予算額及び執行額をそれぞれ示されたい。

四の7について

お尋ねの令和5年度の支給額は、「保護費」が約2億2400万円、「生活費」が約1億4600万円、「住居費」が約5600万円、「医療費」が約2200万円である。また、同年度の緊急宿泊施設の「予算額」は、約5000万円であり、「執行額」は約2100万円である。

- 8 2023年度末及び現時点における、E S F R Aの利用者数を示されたい。

四の8について

お尋ねの「利用者数」については、令和6年6月18日時点において5人である。その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 9 保護措置の申請を行った者について、就労活動が可能であることを理由に、保護措置の開始が不相当である旨の結果を外務省が委託先に通知することはあるか。

- 10 保護措置を受けている者について、就労活動が可能であることを理由に、外務省又は委託先において、保護措置の終了や保護措置期間の延長を認めない旨の判断を行うことは可能か。

四の9及び10について

保護措置の実施については、限られた予算の中で保護を必要とする者に対する援助を確保する必要があることから、難民認定申請者の生活条件の調査を行った上で総合的に判断しているところであるが、お尋ねについて明らかにすることは、今後の適切な保護措置の実施に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

- 11 申請から受給決定までの待機期間の短縮を図る目的で、2023年度中に外務省及び委託先において行われた取組があれば、示されたい。

四の11について

お尋ねについては、委託先において、保護措置の申請をする者に記載させる事項、当該者に対し面接において聴取する事項及び外務省に提出する調査報告書に記載する事項を、それぞれ簡素化した。

五 難民認定制度の在り方について

- 1 法務省は、2015年9月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」の5の（1）において、いわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者が難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に関して「難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組み」を構築するとしている。

この「仕組み」に関して、私が提出した「我が国における難民認定の状況に関する質問主意書」（第211回国会質問第110号）に対する答弁書（内閣参質211第110号。以下「前回答弁書」という。）の「五の1」で「現在においても引き続き検討中」とされていたが、現在の状況を明らかにされたい。仮に現在においても「引き続き検討中」である場合、「新しい形態の迫害」の申立て等について、「難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくべく」政府が行っている取組を示されたい。

五の1について

出入国在留管理庁においては、難民に該当するか否かの判断において考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」（令和5年3月23日付け入管庁入第654号出入国在留管理庁長官通知。以下「手引」という。）を策定しているところ、その「はしがき」においては、「本文書は、上記専門部会が取りまとめた「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」において、いわゆる「新しい形態の迫害」として言及された、性的マイノリティであることやジェンダーに起因する迫害といった、難民条約締結時には想定されていなかったであろう事情に関連する内容にも言及している」としている。その上で、同「はしがき」においては、「本文書の内容は、今後も更新され得るものである。」としており、手引の更新に係る検討の一環として、令和6年2月より、難民審査参与員が御指摘の「新しい形態の迫害」に係るものも含めた手引の内容に関する提言を行う取組を開始し、御指摘の「仕組み」を構築した。

- 2 2020年12月に公表された第七次出入国管理政策懇談会による報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」は、「適正手続保障の観点から、代理人の立会いを認める範囲など、申請者の置かれた立場に配慮した一次審査における適切な事情聴取の在り方を検討する必要がある」としている。一方、私が提出した「我が国における難民認定の状況に関する質問主意書」（第208回国会質問第57号）に対する答弁書（内閣参質208第57号）の「六の3」において、政府は「代理人の立会いを認める範囲」に関して「難民認定申請に対する一次審査における難民認定申請をした者に対する事情聴取は、当該者から本国での迫害状況等の難民となる事由を聴取してその内容を確認するとともに、当該者の供述態度等からその供述の信用性を慎重に吟味することを目的として行うものであることに鑑みると、難民認定申請に対する一次審査における事情聴取に際して代理人の立会いを認めることについては、慎重に検討すべきものであると考えている」としている。その上で、前回答弁書の「五の

2」において、「供述態度等」として、「供述する際の所作や、難民調査官の質問に対する反応が挙げられる」としている。

一方、「難民認定事務取扱要領」（2023年12月1日一部改正）において、供述の信ぴょう性の評価は、供述の「一貫性・変遷」や「具体性・詳細性」、出身国情報との間の「整合性」に基づいて行うとされており、面接における事情聴取に当たり「供述する際の所作や、難民調査官の質問に対する反応」を確認する旨の記述はない。現時点において、「供述態度等からその供述の信用性を慎重に吟味する」運用はとっていないということによいか。

- 3 仮に、現在においても「供述態度等からその供述の信用性を慎重に吟味する」運用をとっているのであれば、その旨を記した文書を示されたい。
- 4 仮に、供述の信用性を疑わせる「供述する際の所作や、難民調査官の質問に対する反応」が見られたとしても、それが、面接にあたっての緊張や不安から生じるものであることは否めない。そもそも、難民調査官と異なる文化的背景を有する申請者による「所作」や「反応」について、難民調査官が解釈を加え、信用性を吟味する上での要素とすることは適切ではない。仮に「供述態度等からその供述の信用性を慎重に吟味する」運用を現在もとっている場合、供述の信用性を疑わせる「供述する際の所作」や「難民調査官の質問に対する反応」の具体例について、政府の見解を示されたい。

五の2から4までについて

先の答弁書（令和5年6月27日内閣参質211第110号。以下「前回答弁書」という。）五の2について述べた「供述する際の所作や、難民調査官の質問に対する反応」については、「難民認定等事務取扱要領」において、「聴取上の留意点」として、難民調査官は「供述人の所作や反応の観察がおろそかとなることのないよう注意する。」と記載されており、現時点においても、お尋ねの「「供述態度等からその供述の信用性を慎重に吟味する」運用」をとっている。

その上で、お尋ねの「「供述態度等からその供述の信用性を慎重に吟味する」運用を現在もとっている場合、供述の信用性を疑わせる「供述する際の所作」や「難民調査官の質問に対する反応」の具体例」について明らかにすることは、難民調査官の調査に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

- 5 2020年12月に公表された第七次出入国管理政策懇談会による報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」は、「行政の公正性や適正性を維持する観点から、難民認定業務の専門性・独立性をより高めるために、その組織の在り方について検討することを求めたい」としている。報告書を踏まえ、「難民認定業務の専門性・独立性をより高めるために」に政府が行った取組を示されたい。

五の5について

難民認定手続においては、従前から、難民の地位に関する条約（昭和56年条約第21号）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書（昭和57年条約第1号）第1条の規定により難民の地位に関する条約の適用を受ける者（以下「条約難

民」という。)を、難民認定申請の内容により個別に審査して難民と認定するなど、難民認定手続の適正な運用に努めてきたところであるが、更なる適正化を図るため令和2年12月に第七次出入国管理政策懇談会が取りまとめた報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」を踏まえ、当該報告書で示された論点について、現在、法務省において検討を行っているところである。

- 6 2021年7月に行われた出入国在留管理庁とUNHCRとの協力覚書の交換において、「難民調査官の調査の在り方についてUNHCRとケース・スタディを実施」とされている。前回答弁書の時点から、現時点までのケース・スタディの実施件数及び今後の予定を示されたい。また、当ケース・スタディの結果、地方官署に対して発出した文書を提示されたい。

五の6について

前段のお尋ねについては、前回答弁書の閣議決定以降これまでに、国連難民高等弁務官事務所に対し、ケース・スタディの対象として7件の事案に関する資料を送付している。今後、ケース・スタディの対象とした事案について同事務所と意見交換を実施し、成果を取りまとめる予定である。

後段のお尋ねについては、現時点において、当該ケース・スタディの結果、地方出入国在留管理局等に対して発出した文書はない。

- 7 2024年度予算に出身国情報等調査研究委託として計上している二か国について、調査研究の対象とした出身国の国名、調査研究の対象とした理由及び調査研究の委託先を明らかにされたい。

五の7について

御指摘の「調査研究の対象」は、未定であり、お尋ねにお答えすることは困難である。

六 いわゆる「送還忌避者」について

- 1 2023年4月18日の衆議院法務委員会において、政府参考人は、2022年の三回目以降の難民認定申請者370人のうち、申請日時点で18歳未満の者の数は49人である旨の答弁を行っている。2023年の三回目以降の難民認定申請者348人のうち、申請日時点で18歳未満の者の数を示されたい。

六の1について

御指摘の「2023年の三回目以降の難民認定申請者」のうち、難民認定申請時に18歳未満であったものの数は31人(速報値)である。

- 2 2023年4月18日の衆議院法務委員会において、政府参考人は、2022年末時点の「送還忌避者」の数が4,233人であり、そのうち被収容者が87人、被仮放免者が2,736人である旨の答弁を行っている。2023年末時点の「送還忌避者」の数を示されたい。また、そのうち被収容者及び被仮放免者の数をそれぞれ示されたい。
- 3 2023年5月25日の参議院法務委員会における質疑によると、2021年末時点の

「送還忌避者」3,224人について、2022年末までに16人が在留特別許可、3人が難民認定、101人が人道配慮により在留を認められている。2022年末時点の「送還忌避者」4,233人のうち、2023年末までに在留特別許可、難民認定及び人道配慮により在留が認められた者はいるか。いれば、それぞれの数を示されたい。

- 4 2023年末時点の「送還忌避者」のうち難民申請・審査請求中の者について、難民申請回数別の内訳を示されたい。また、三回目以降の難民認定申請を行っている者について、国籍の内訳を示されたい。

六の2から4までについて

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

七 条約難民に対する定住支援プログラムについて

- 1 2017年度から2023年度（全期間の統計がとれていない場合はとれている期間）の各年度における、条約難民に対する定住支援プログラムの実施状況について、以下明らかにされたい。

- (1) 定住支援プログラムの受講者数。

七の1の(1)について

お尋ねについては、平成29年度が10人、平成30年度が12人、令和元年度が15人、令和2年度が15人、令和3年度が14人、令和4年度が74人、令和5年度が73人である。

- (2) 前期、後期及び通年（夜間）コース別の定住支援プログラム受講者数。それぞれについて、オンライン授業を受けた者がいる場合は、その内訳も示されたい。
- (3) 前記七1(1)のうち、条約難民宿泊施設入居者数。
- (4) 前記七1(1)のうち、条約難民宿泊施設への入居を希望していたにもかかわらず、当該宿泊施設の提供が行われなかった者の数。
- (5) 前記七1(1)のうち、二十歳未満の者の数。
- (6) 定住支援プログラムの受講者は「法務大臣から難民として認定された人とその家族」とされている。前記七1(1)のうち「その家族」に該当する者の数を示されたい。
- (7) 定住支援プログラムの受講者のうち「法務大臣から難民として認定された人」について、難民認定を受けてから定住支援プログラムを受講するまでの平均日数、最短日数及び最長日数。
- (8) 前記七1(1)のうち、定住支援プログラム履行期間中に生活援助金の支給を受けなかった者はいるか。いれば、その者が受講していたコース及び対面・オンラインの内訳別にその数を示されたい。

七の1の(2)から(8)までについて

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

(9) ①生活援助費、②医療費、③定住手当のそれぞれの予算額及び執行額。

七の1の(9)について
お尋ねの「生活援助費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが「生活費」を意味するのであれば、年度ごとの①生活費、②「医療費」、③「定住手当」の「予算額及び執行額」は、それぞれ次のとおりである。

		①生活費	②「医療費」	③「定住手当」
平成二十九年 度	予算額	約 728 万円	約 5 万円	約 458 万円
	執行額	約 219 万円	約 9 万円	約 173 万円
平成三十年 度	予算額	約 518 万円	約 5 万円	約 330 万円
	執行額	約 222 万円	約 3 万円	約 235 万円
令和元 年度	予算額	約 579 万円	約 3 万円	約 330 万円
	執行額	約 286 万円	約 2 万円	約 204 万円
令和二 年度	予算額	約 837 万円	約 4 万円	約 466 万円
	執行額	約 363 万円	約 7 万円	約 251 万円
令和三 年度	予算額	約 539 万円	約 40 万円	約 268 万円
	執行額	約 150 万円	約 12 万円	約 188 万円
令和四 年度	予算額	約 2,740 万円	約 52 万円	約 1,493 万円
	執行額	約 1,946 万円	約 94 万円	約 1,349 万円
令和五 年度	予算額	約 1,220 万円	約 20 万円	約 656 万円
	執行額	約 881 万円	約 64 万円	約 541 万円

(10) 条約難民宿泊施設の予算額及び執行額。

七の1の(10)について
お尋ねにおいて年度ごとの条約難民の宿泊施設の予算額及び執行額は、それぞれ次のとおりである。

平成二十九年 度	予算額	約 448 万円
	執行額	約 145 万円
平成三十年 度	予算額	約 437 万円
	執行額	約 322 万円
令和元 年度	予算額	約 469 万円
	執行額	約 373 万円
令和 2 年 度	予算額	約 429 万円
	執行額	約 469 万円
令和 3 年 度	予算額	約 391 万円
	執行額	約 0 万円
令和 4 年 度	予算額	約 0 万円
	執行額	約 0 万円
令和 5 年 度	予算額	約 281 万円
	執行額	約 300 万円

- 2 条約難民定住支援施設の設置場所を首都圏に限定している理由及び首都圏以外での当該施設の設置要否について、政府の見解を示されたい。

七の2について

お尋ねについては、「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」（平成15年7月29日付け難民対策連絡調整会議決定）において、「首都圏に通所式による定住支援施設及び同施設の通所圏内に居住専用の定住支援施設・・・を、それぞれ借上げ方式で確保」することとされているため、これまで御指摘の「定住支援施設」を首都圏のみに設置してきたが、政府としては、御指摘の「定住支援プログラム」の在り方について引き続き検討していく考えである。

- 3 条約難民に対する定住支援プログラムの受講を開始し、修了に至らなかった者について、別の年度にコースの受講を申請することは可能か。仮にそのような申請が認められない場合は、その理由について、政府の見解を示されたい。

七の3について

お尋ねのような申請をすること自体は可能であるが、そのような申請が認められるか否かは、個別の事案に応じて判断されるべきものであると考えており、お尋ねの「理由」について一概にお答えすることは困難である。

- 4 2024年度の条約難民に対する定住支援プログラムの実施状況を示されたい。また、プログラム受講者のうち、生活援助金の支給を受けていない者はいるか。いれば、その者が受講しているコース及び対面・オンラインの内訳別にその数を示されたい。

七の4について

お尋ねの「定住支援プログラムの実施状況」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 5 条約難民に対する定住支援プログラムの受講者について、プログラム修了後の日本語能力や生活状況等に関する調査は行われているか。

七の5について

お尋ねの調査は行われていない。

八 第三国定住難民に対する定住支援プログラムについて

- 1 難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（2019年6月28日一部改正）において、「平成22年度から我が国に受け入れている第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入国してから五年間は定期的に、その後は必要に応じて、当該難民の日本語能力、生活状況等について調査を行うこととする」とされている。当該調査の実施状況を示されたい。

八の1について

お尋ねの「調査の実施状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「難民対策連絡調整会議決定」における「第三国定住難民」（以下「第三国定住難民」という。）の日本語能力、生活状況等についての調査を行っている。

- 2 前記八1の難民対策連絡調整会議決定において、「調査結果等に基づき、受入れ実施状況について検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、将来的な受入れ人数や受入れ体制の在り方等について検討を行い、本閣議了解に基づく難民の受入れの実施後五年を目途として、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする」とされている。「将来的な受入れ人数や受入れ体制の在り方等」に関するこれまでの検討状況及び今後の検討予定を示されたい。

八の2について

お尋ねについては、八の1について述べた調査の結果等に基づき、御指摘の「難民対策連絡調整会議決定」における「受入れ実施状況」について検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、第三国定住難民の将来的な受入れ人数や受入れ体制の在り方等について検討を行うこととしている。

右質問する。